

天童市国民保護計画

資料編

天童市国民保護計画資料編 目次

1. 関係機関連絡先一覧	資料編	1
2. 天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例	資料編	2
3. 天童市国民保護協議会条例	資料編	4
4. 火災・災害等即報要領	資料編	5
・ 第1号様式（火災）	資料編	16
・ 第2号様式（特定の事故）	資料編	17
・ 第3号様式（救急・救助事故等）	資料編	18
・ 第4号様式（その1）（災害概況即報）	資料編	19
・ 第4号様式（その2）（被害状況即報）	資料編	20
5. 安否情報関係様式	資料編	22
(1) 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	資料編	22
(2) 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	資料編	23
(3) 様式第3号 安否情報報告書	資料編	24
(4) 様式第4号 安否情報照会書	資料編	25
(5) 様式第5号 安否情報回答書	資料編	26
6. 公用令書	資料編	27
(1) 公用令書様式第一（収用）	資料編	27
(2) 公用令書様式第二（保管）	資料編	28
(3) 公用令書様式第三（使用）	資料編	29
(4) 公用令書様式第四（取消）	資料編	30
7. 警報の通知先一覧	資料編	31
8. 避難施設一覧	資料編	32
(1) 屋内施設	資料編	32
(2) 屋外施設（公園）	資料編	32
(3) 屋外施設（運動場）	資料編	34

1. 関係機関連絡先一覧

(1) 国の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
農林水産省東北農政局 山形支局	農政推進課	山形市松波1-3-7	023-622-7231
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	計画課	山形市成沢西4-3-55	023-688-8932
国土交通省東北運輸局 山形運輸支局		山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4711
国土交通省 山形地方気象台		山形市緑町1-5-77	023-624-1946

(2) 県の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形県	危機管理課	山形市松波2-8-1	023-630-2231
山形県村山総合支庁	総務課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8108
山形県村山保健所		山形市十日町1-6-6	023-627-1100
天童警察署	警備課	天童市糠塚2-4-1	023-651-0110

(3) 市町村

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市	防災対策課	山形市旅籠町2-3-25	023-625-1177
上山市	庶務課	上山市河崎1-1-10	023-672-1111
山辺町	総務課	東村山郡山辺町緑ヶ丘5	023-667-1119
中山町	総務課	東村山郡中山町大字長崎120	023-662-4899
寒河江市	総務課	寒河江市中央1-9-45	0237-86-2111
東根市	庶務課	東根市中央1-1-1	0237-42-1111

(4) 消防本部

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市消防本部	警防課	山形市緑町4-15-7	023-634-1197
上山市消防本部	本部	上山市石崎1-7-46	023-672-1190
西村山広域行政事務組合消防本部	警防課	寒河江市大字西根字石川西300-1	0237-86-2595
東根市消防本部	総務課	東根市中央2-16-23	0237-42-0134

(5) 自衛隊

機関名	担当部署	所在地	電話番号
陸上自衛隊第6師団司令部	第3部	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	第3科	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
自衛隊山形地方協力本部	総務課	山形市緑町1-5-48(合同庁舎)	023-622-0711

(6) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵便株式会社天童郵便局	天童市久野本4-3-12	023-653-3300
東日本電信電話株式会社山形支店	山形市薬師町2-18-1	023-621-9181
東北電力株式会社天童営業所	天童市天童中1-4-1	023-651-3929
東日本旅客鉄道株式会社天童駅	天童市本町1-1-1	023-653-2190
山交バス株式会社寒河江営業所	寒河江市新山町2-1	0237-86-2181
第一貨物株式会社天童支店	天童市乱川3-7-62	023-654-2424
日本通運株式会社山形物流事務所	山形市大字十文字字天神東777	023-686-4385
(社)山形県エルピーガス協会山形支部天童ブロック会	天童市糠塚二丁目10-30	023-653-2180

(7) その他関係団体

機関名	所在地	電話番号
日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ	天童市五日町1-3-5	023-653-6757
天童市消防団	天童市桜町2-1	023-654-1191
天童市建設業同友会	天童市老野森2-7-25	023-653-5702
天童市東村山郡医師会	天童市桜町2-20 2F	023-654-4528
天童商工会議所	天童市老野森1-3-28	023-654-3511
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	023-653-5111
天童市管工事業協同組合	天童市泉町2-11-1	023-654-0198
天童市自主防災会連絡協議会	天童市老野森1-1-1	023-654-1111

2. 天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 天童市国民保護対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、天童市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理する。

2 天童市国民保護対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 天童市国民保護対策本部員（以下「対策本部員」という。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、対策副本部長及び対策本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから対策本部長が任命する。

(部の設置)

第3条 対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長の指名する対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(会議)

第4条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 対策本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員並びに県の職員及び市の職員以外のものを対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、天童市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「天童市国民保護対策本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部長」と、同条第2項中「天童市国民保護対策副本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策副本部長」と、同条第3項中「天童市国民保護対策本部員」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部員」と、第4条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第6条中「第2条から前条まで」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3. 天童市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、天童市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員の定数)

第2条 法第40条第4項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、36人以内とする。

(専門委員)

第3条 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

4. 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）

（最終改正 平成24年5月31日 消防応第111号）

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

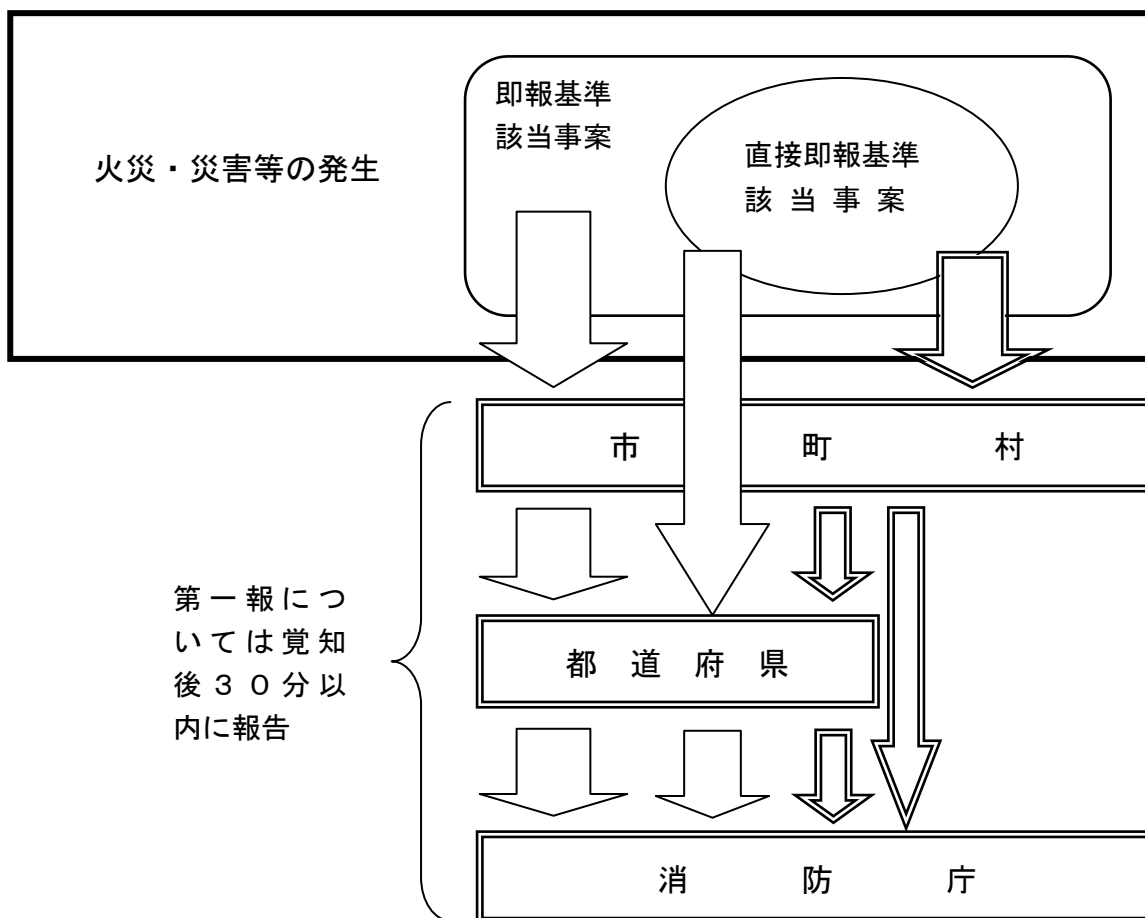
（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を

待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められる

もの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故
(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第22条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

- 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情
 - イ 都市構成
 - ウ 気象条件
 - エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) リ災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、

119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】 (抄)

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
火災場所										
出火日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分			
月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)								
(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分								
火元の業態 用途	事業所名 (代表者氏名)									
出火箇所	出火原因									
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人
死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由								
負傷者 重症	人									
中等症	人									
軽症	人									
建物の概要	<table border="1"> <tr> <td>構造階層</td> <td>建築面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ面積</td> </tr> </table>	構造階層	建築面積		延べ面積					
構造階層	建築面積									
	延べ面積									
焼損程度	<table border="1"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> 全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 } </td> <td>焼損面積</td> <td> 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a </td> </tr> </table>	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a					
焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a							
り災世帯数	気象状況									
消防活動状況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人
消防本部(署)	台	人								
消防団	台	人								
その他		人								
救急・救助活動状況										
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名： 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人		
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台	
	消防団		台	
	海上保安庁		人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急処理事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号		災害名： 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					文教施設	箇所		
						病院	箇所	
					道路		箇所	
						橋りょう	箇所	
					河川		箇所	
						港湾	箇所	
					砂防		箇所	
						清掃施設	箇所	
					崖くずれ		箇所	
						鉄道不通	箇所	
					被害船舶		隻	
						水道	戸	
					電話		回線	
						電気	戸	
					ガス		戸	
						ブロック塀等	箇所	
					り災世帯数		世帯	
						り災者数	人	
					火災発生		建物	件
						危険物	件	
					その他		件	
人的被害		死者	人					
		行方不明者	人					
負傷者		重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害		全壊		棟				
				世帯				
				人				
		半壊		棟				
				世帯				
				人				
		一部破損		棟				
				世帯				
				人				
		床上浸水		棟				
				世帯				
				人				
		床下浸水		棟				
				世帯				
				人				
		非住家		棟				
公共建物		棟						
その他		棟						

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円					市 町 村			
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
そ の 他	農 業 被 害	千円		災市 害 救町 助 法村 適 用名					
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他				消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人					
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
災害の種類概況									
応急対策の状況									
119番通報件数									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 									

(注) 被害額は省略することができるものとする。

(注) 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入する。

5. 安否情報関係様式(武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年3月28日総務省令第44号))

(1) 様式第1号

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所(郵便番号を含む)	
⑥ 国 籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①、⑦、⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 する 同 意 し な い
※ 備 考	

(注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(2) 様式第2号

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第9条第4条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第9条第5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: 担当者名:

(3) 様式第3号

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居住	⑪連絡先その他の必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑭～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(4) 様式第4号

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所		
氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

(5) 様式第5号

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年月日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6. 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成16年厚生労働省令第170号））

(1) 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号	公 用 令 書 氏名 住所				
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する 第183条において準用する					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
第81条第2項 第81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 ㊟					
収用すべき 物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
		第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 1 8 3 条において準用する 第 1 8 3 条において準用する		
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項				
(理由)				
年 月 日				
処分権者 氏名				(印)
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

使用第 号							
公 用 令 書							
氏名							
住所							
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 第183条において準用する							
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
第82条							
(理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名 (印)							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号
公 用 令 書	
	氏名
	住所
	第 8 1 条第 2 項
	第 8 1 条第 3 項
	第 8 1 条第 4 項
	第 8 2 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 1 8 3 条において準用する
	第 1 8 3 条において準用する
	第 1 8 3 条において準用する
	第 1 8 3 条において準用する
	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に
第 8 1 条第 2 項	
第 8 1 条第 3 項	
第 8 1 条第 4 項	
第 8 2 条	
係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 1 6 条	の規定により、これを交付する。
第 5 2 条において準用する第 1 6 条	
(取り消した処分の内容)	
年 月 日	
	処分権者 氏名
	(印)

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

7. 警報の通知先一覧

(1) 市の執行機関等

名 称	担当部署	電 話 番 号	内線
教 育 委 員 会	教 育 総 務 課	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	8 1 2
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	2 3 2
選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	5 1 2
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	5 2 1
議 会	議 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	3 5 2

(2) 指定地方公共機関

1. (6) に同じ。

(3) その他の関係団体

1. (7) に同じ。

8. 避難施設一覧

(1) 屋内施設

No	施設名称	住所	電話	FAX	備考
1	山形県立天童高等学校体育館	大字山元850	653-6120	653-6188	
2	山形県教育センター(宿泊棟)	大字山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159	
3	山形県青年の家体育館	小路一丁目7-8	654-4545	652-2007	
4	天童南部小学校体育館	田鶴町四丁目2-10	654-1750	654-1798	
5	天童中部小学校体育館	老野森二丁目6-4	654-2301	654-2302	
6	天童北部小学校体育館	乱川四丁目2-25	654-2654	654-2694	
7	成生小学校体育館	大字高木836	654-2303	654-2229	
8	蔵増小学校体育館	大字蔵増676	654-2304	654-2387	
9	寺津小学校体育館	大字寺津1350	654-2305	654-2095	
10	津山小学校体育館	大字貫津591	654-2309	654-2308	
11	山口小学校体育館	大字山口1919	656-2410	656-2460	
12	高揃小学校体育館	大字高揃北239	655-2051	655-7650	
13	長岡小学校体育館	東長岡三丁目3-1	655-2059	655-2016	
14	干布小学校体育館	大字干布580	654-2307	654-2292	
15	荒谷小学校体育館	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	
16	第一中学校体育館	大字原町10-1	654-2311	654-2312	
17	第二中学校体育館	大字久野本1674	654-2322	654-2323	
18	第三中学校体育館	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	
19	第四中学校体育館	柏木町一丁目3-1	653-1360	653-1361	
20	天童市市民文化会館	老野森一丁目1-1	654-1511	654-1513	
21	天童南部公民館	一日町一丁目13-1	656-9595	(兼用)	
22	天童中部公民館	老野森二丁目6-1	654-2443	(兼用)	
23	天童北部公民館	乱川四丁目3-2	656-8646	(兼用)	
24	成生公民館	大字高木735	654-2536	(兼用)	
25	蔵増公民館	大字蔵増南672	654-2531	(兼用)	
26	寺津公民館	大字藤内新田1656	654-2532	(兼用)	
27	津山公民館	大字貫津2434	654-2533	(兼用)	
28	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	656-2955	(兼用)	
29	山口公民館	大字山口1969-1	656-2310	(兼用)	
30	高揃公民館	大字清池151-1	655-2052	(兼用)	
31	長岡公民館	東長岡三丁目4-1	655-7620	(兼用)	
32	干布公民館	大字干布580	654-2534	(兼用)	
33	荒谷公民館	大字荒谷8445-1	654-2535	(兼用)	
34	天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520	(兼用)	
35	天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396		
36	天童市スポーツセンター	大字小関1230	654-6100	654-1760	
37	天童市総合福祉センター	老野森二丁目6-3	654-5156	654-5166	

(2) 屋外施設(公園)

No	施設名称	住所	備考
1	藤ヶ丘公園	清池東二丁目1345	
2	中央公園	東本町二丁目66	
3	交り江西公園	交り江三丁目2-3	
4	東長岡公園	東長岡三丁目4-2	
5	駅西公園	駅西四丁目6-1	
6	北部公園	乱川四丁目2-4	
7	南部公園	南町二丁目12-1	
8	一ツ橋公園	東本町一丁目179	
9	鎌田公園	鎌田本町一丁目4	
10	老野森公園	老野森二丁目12-1	
11	久野本公園	久野本三丁目13	
12	沼北公園	東本町三丁目8	
13	鍬の町公園	鎌田本町二丁目8	
14	塚田公園	鎌田一丁目11-4	

15	温泉公園	鎌田一丁目3-9	
16	李田公園	泉町二丁目5-6	
17	千刈公園	泉町一丁目8	
18	綿掛公園	老野森一丁目7	
19	糠塚南公園	糠塚二丁目6	
20	浮ノ城公園	糠塚一丁目10	
21	交り江東公園	交り江一丁目3	
22	ひかり交流広場公園	北久野本四丁目1324-1、2、3	
23	柏木東公園	柏木町二丁目4	
24	柏木西公園	柏木町三丁目8	
25	辻の前公園	東長岡二丁目6-1	
26	和久井公園	長岡北三丁目6-4	
27	長丘公園	中里五丁目2312	
28	諏訪公園	東芳賀二丁目5-2	
29	北久野本公園	北久野本三丁目1462-1	
30	松木段公園	中里三丁目3の内	
31	本町公園	本町一丁目6-1	
32	小路公園	小路一丁目1-1	
33	三日町公園	三日町二丁目1-25	
34	小路南公園	小路一丁目5-4	
35	東久野本公園	東久野本二丁目266、267-1、2	
36	小関公園	小関二丁目2-2	
37	小畑東公園	駅西二丁目6-1	
38	小畑西公園	駅西三丁目10-6	
39	稻荷公園	東芳賀一丁目10-2、3、4、5、6、7	
40	岡屋敷公園	長岡北一丁目8-6	
41	一本杉公園	乱川二丁目10-22	
42	春日公園	乱川三丁目10-22	
43	榭賀公園	北目二丁目11-1	
44	東千刈公園	南町三丁目3	
45	東芳賀公園	東芳賀三丁目6	
46	一日町公園	一日町一丁目12	
47	南小畑東公園	南小畑四丁目5	
48	南小畑西公園	南小畑三丁目4	
49	中里緑地	中里七丁目1、2、3、東長岡4-1	
50	立谷川河川緑地	大字荒谷字小才勝2789-1	
51	あかつき公園	大字高揃字榎ノ内北2131-1	
52	藤内新田運動公園広場	大字藤内新田字堰端503-226	
53	乱川公園	大字乱川字東原1292-3、4	
54	二子沢公園	大字山口字二子沢4838、4839-1、4840-1	
55	川原子広場公園	大字川原子字本郷3004-1・・・	
56	上荻野戸公園	大字干布字荻野戸160、161、162・・・	
57	小矢野目公園	大字矢野目字坊1534-2・・・	
58	蔵増南公園	大字蔵増字藤壇南1714-1、2	
59	奈良沢公園	大字干布字奈良沢703、705、706	
60	道満公園	大字道満字藤野182-1、2・・・	
61	小才勝東公園	大字荒谷字小才勝393-165	
62	小才勝西公園	大字荒谷字小才勝393-56	
63	上貫津公園	大字貫津字小山下1201-1・・・	
64	小原公園	大字川原子字小原5166	
65	にれの木公園	大字高揃字中道1897-55	
66	西原公園	大字乱川字西原1556-36	
67	万代公園	万代207-11、629-22	

68	水郷寺津沼公園	大字寺津字寺元288-1、岡在家287・・	
69	上山口公園	大字山口字上北2806-3	
70	谷地中公園	大字川原字字谷地中405-3	
71	田麦野公園	大字田麦野字かやん1148-1	
72	長岡児童公園	中里二丁目1469	
73	堀端児童公園	大字蔵増字堀端北4449番の一部・・	
74	原崎児童遊園	大字山口字大仏1768	
75	おらだの川	大字荒谷字小才勝308-2	
76	城山公園	五日町二丁目26-1	
77	田鶴町公園	田鶴町一丁目556-17	
78	高木公園	大字高木字村並559-10、568-2、569-4	
79	石倉公園	大字下荻野戸字上原902-3	
80	もみじ第1公園	大字乱川1206-3	
81	高揃北運動公園	大字高揃字新町裏2058-3	
82	わくわくランド多目的広場	鍬ノ町二丁目3	
83	東原公園	大字乱川字東原1265-4	
84	老野森交流広場公園	老野森三丁目161	

(3) 屋外施設（運動場）

1	天童南部小学校グラウンド	田鶴町四丁目2-10	
2	天童中部小学校グラウンド	老野森二丁目6-4	
3	天童北部小学校グラウンド	乱川四丁目2-25	
4	成生小学校グラウンド	大字高木836	
5	蔵増小学校グラウンド	大字蔵増676	
6	寺津小学校グラウンド	大字寺津1350	
7	津山小学校グラウンド	大字貫津591	
8	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	
9	山口小学校グラウンド	大字山口1919	
10	高揃小学校グラウンド	大字高揃北239	
11	長岡小学校グラウンド	東長岡三丁目3-1	
12	千布小学校グラウンド	大字千布580	
13	荒谷小学校グラウンド	大字荒谷7857	
14	第一中学校グラウンド	大字原町10-1	
15	第二中学校グラウンド	大字久野本1674	
16	第三中学校グラウンド	大字矢野目1285	
17	第四中学校グラウンド	柏木町一丁目3-1	
18	山形県立天童高等学校グラウンド	大字山元850	
19	山形電波工業高等学校グラウンド	清池東二丁目10-1	
20	羽陽学園短期大学グラウンド	大字清池1559	
21	天童市スポーツセンター	大字小関1230	
22	山形県総合運動公園	山王一丁目1	